

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(仙台市指定 第0475202727)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービス内容、契約上にご注意いただきたいことを次の通りに説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

1. 施設経営法人

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 宮城厚生福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 宮城県仙台市宮城野区田子字富里153番 |
| (3) 電話番号 | 022-388-9968 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 金田 早苗 |
| (5) 設立年月日 | 平成9年3月 |
| (6) 事業の概要 | |
| ○高齢者福祉事業 | |
| ユニット型介護老人福祉施設 田子のまち | |
| ○保育事業 | |
| ○児童厚生施設 | |
| ○児童厚生施設 | |
| ○障がい者福祉事業 | |

2. ご利用事業所

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 併設ユニット型短期入所生活介護施設
平成25年9月1日指定 仙台市0475202727 |
| (2) 事業所の目的 | 『要介護・要支援』と認定された方が短期間宿泊し、一人ひとりの心身の状況を踏まえ、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら生活全般にわたる援助を行う。
利用者が社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援することにより利用者の心身の機能維持、改善を図り、利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることにより、より長く在宅での生活が継続するよう援助することを目的とします。 |

- (3) 事業所の名称 介護老人福祉施設 田子のまち
- (4) 事業所の所在地 宮城県仙台市宮城野区田子字富里153番
- (5) 電話番号 022-388-9970
- (6) 管理者氏名 施設長 渡辺 由美
- (7) 通常のサービス提供地域 仙台市宮城野区・多賀城市
- (8) 事業所の運営方針 ユニット型施設の目的とその理念に添ってご利用者の皆様の意思決定を尊重します。
ケアマネジャーが立てたケアプラン、予防プランを基に作成した一人ひとりの心身の状況を踏まえた介護計画や予防計画による生活全般にわたる援助で、普通の日常生活ができるよう援助します。そのために、家族や地域の保健医療福祉サービス、ケアマネジャーと綿密な連携を図りながら、サービス提供に努めます。
- (9) 開所年月 平成25年9月1日
- (10) 短期入所定員 20名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所は全室個室のユニット型です。

ユニット名・設備の種類	室数	備考
1. 花梨	10室	各居室にトイレ・洗面台・整理ダンス・テレビがあり、利用者1人当たりの床面積は13.82平方メートル
2. 撫子	10室	
合計	20室	
食堂	2室	各ユニットに1室
浴室	2室	各ユニットに1室・機械浴室

※個室の変更：ご契約者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により利用途中で居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定居宅サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員配置状況> ※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤		非常勤		備 考
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
1 施設長	1				
2 介護職員	10				
3 生活相談員	1				
4 看護職員	4				
5 機能訓練指導員			1		
6 管理栄養士	2				
7 医師			1		
8 調理補助員				3	
9 事務職員	1		1		

※重要事項の説明後、上記の職員配置状況が指定基準を下回らない範囲で増減する場合があります。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務体制
1 医師	毎週木曜日 14:00～17:00 嘱託医の都合上、時間帯を変更する場合があります
2 介護職員	標準的な勤務時間 早番 6:30～15:30 日勤 10:00～19:00 遅番 13:00～22:00 夜勤 21:45～翌6:45
3 看護職員	標準的な勤務時間 日勤 9:00～18:00
4 機能訓練指導員	日勤 9:00～18:00

5. 当該施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対してケアマネジャーのケアプランにより、介護計画を立てサービスを提供します。(契約書第1、2条参照)

当施設が提供するサービスについて

- | | |
|--------------------------|--------|
| 1. 利用料金が介護保険から給付される場合 | があります。 |
| 2. 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 | |

(1) 介護保険給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

サービス費自己負担が1割負担の方は、9割が介護保険から給付されます。

サービス費自己負担が2割負担の方は、8割が介護保険から給付されます。

サービス費自己負担が3割負担の方は、7割が介護保険から給付されます。

※介護保険割合証で確認をさせていただきます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士が医師等と連携してご契約者の病状、栄養状態並びに身体状況に合った献立を作成し、食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)	朝食	7:30～	※好きな時間に食事をとって
	昼食	12:00～	いただくことを原則として
	夕食	18:00～	います。

②入浴

- ・入浴又は清拭を、最低週2回以上行います。基本的には利用の日、希望の時間で利用できます。
- ・身体状況に合わせ、機械浴槽を使用し入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護師が、健康管理を行います。

⑥その他、自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険に給付される金額を引いた金額と、食事費・滞在費を合計した金額をお支払いください。地域加算（仙台市は6級地）として10.33日が乗じて算定されます。

（サービス利用料金は、ご契約者の介護度、介護保険割合証に応じて異なります）

サービス費自己負担が1割の場合

	利用料金（1日）	介護保険より給付（1日）	自己負担（1日）
要支援1	5464円	4917円	547円
要支援2	6776円	6098円	678円
要介護1	7272円	6544円	728円
要介護2	7974円	7176円	798円
要介護3	8749円	7874円	875円
要介護4	9482円	8533円	949円
要介護5	10195円	9175円	1020円

サービス費自己負担が2割の場合

	利用料金（1日）	介護保険より給付（1日）	自己負担（1日）
要支援1	5464円	4371円	1093円
要支援2	6776円	5420円	1356円
要介護1	7272円	5817円	1455円
要介護2	7974円	6379円	1595円
要介護3	8749円	6999円	1750円
要介護4	9482円	7585円	1897円
要介護5	10195円	8156円	2039円

サービス費自己負担が3割の場合

	利用料金（1日）	介護保険より給付（1日）	自己負担（1日）
要支援1	5464円	3824円	1640円
要支援2	6776円	4743円	2033円
要介護1	7272円	5090円	2182円
要介護2	7974円	5581円	2393円
要介護3	8749円	6124円	2625円
要介護4	9482円	6637円	2845円
要介護5	10195円	7136円	3059円

※基本介護費以外の単位（1日）

サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位
夜勤職員配置加算Ⅱ（要介護の方）	18単位
看護体制加算Ⅰ（要介護の方）	4単位
送迎加算（片道）	184単位
療養食加算	8単位/1回
介護職員処遇改善加算	8.3%×2.7%(1ヶ月の総単位数に乗ずる)
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%(1ヶ月の総単位数に乗ずる)

食費

通常は1日1,445円（朝 395円・昼とおやつ 580円・夕 470円）ですが、市町村発行の介護保険特定負担限度額認定証をお持ちのご契約者様については、下記の食費になります。但し、入退所日に3食を食べない場合で下記の料金より少ない場合は実際に食べた料金でいただきます。

収入段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階以上
食費(1日)	300円	600円	1000円	1300円	1,445円

滞在費

通常は1日2,006円ですが、市町村発行の介護保険特定負担限度額認定証をお持ちのご契約者様については、下記の居住費となります。

収入段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階以上
滞在費(1日)	820円	820円	1,310円	1,310円	2,006円

○生活保護以外の第1段階と第2段階と第3段階のご契約者は、社会福祉法人の減免も受けられます。

○ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受け、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の利用料に変更が生じます。（契約書第18条、第20条参照）

○キャンセル料について

ご契約者のご都合でサービスを中止する場合、利用5日前までの営業時間内（9時～18時）での連絡をお願い致します。

利用前日(9時～18時)又は当日のキャンセルの場合は、下記のキャンセル料がかかります

※ただし急な体調不良や入院等のやむを得ない事情がある場合は含まれません。

キャンセル料 1日 1500円

(最大5日分を限度とし、利用予定日数分をお支払いいただきます)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第5条参照)については、かかった実費全額を直接お支払いいただきます。

①特別な食事(酒を含みます)

契約者の希望で施設が提供する以外の食事をとった時の食事代実費は、直接お支払いいただきます。又、本人の希望で通常の食事以外の物を提供した場合も同様です。

③理容・美容サービス

理容師の出張理容サービス(調髪・顔剃)をご利用いただけます。

利用料金: 要した費用の実費は直接お支払いいただきます。

④売店、レストラン、自動販売機の利用

ご契約者の希望により、購入したものの実費は直接お支払いいただきます。

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。(材料費等の実費をいただくことがあります。)

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが複写物を必要とする場合には申し出てください。利用料金: 1枚 10円

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

①下記振込口座への振込み

七十七銀行 本店 普通預金 8038872

社会福祉法人 宮城厚生福祉会

短期入所生活介護 田子のまち 施設長 渡辺 由美

※手数料は、ご契約者負担にてお願いします。

②口座からの引き落とし(毎月20日の引き落としとなります)

(4) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者、ご家族、嘱託医、主治医との相談により下記協力医療機関において、診療や入院治療を受けることができます。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

① 嘱託医療機関

公益財団法人 宮城厚生協会 坂総合病院
塩釜市錦町16-5 電話 365-5175

② 協力医療機関

公益財団法人 宮城厚生福祉会 坂総合クリニック
多賀城市下馬2-13-7 電話 361-7031

公益財団法人 宮城厚生協会 長町病院附属歯科クリニック
仙台市太白区长町1-6-9 電話 308-2383

6. 身体拘束について

身体拘束は、これを行いません。但し、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合のみ（下記の三要件を全て満たしている場合）身体拘束その他契約者の行動を制限することがあります。

- (1) 契約者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない場合
- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

7. 守秘義務（契約書第8条参照）

サービスを提供する上で、知り得た契約者や家族に関する情報は、理由なく第三者に漏らしません。但し、医療上緊急性がある時やサービスを提供する上で関係機関と連携をとる必要のある場合、スタッフ養成の介護実習や社会福祉の向上のための研究等の統計に必要な場合、情報を提供する場合があります。その際事前に契約者やその家族の了解をいただきます。

8. 事故発生時の対応について（契約書第7、10、11、12条参照）

介護サービスの提供により、ご契約者に事故が発生した場合、速やかにご家族及び保険者に連絡するとともに、嘱託医に指示を仰ぐ等、必要な措置を講じます。

事故発生が事業所の責に起因し、生命・身体・財産に損害が生じた場合、迅速に家族、契約者の主治医又は嘱託医・協力医療機関と連絡を取り救命にあたります。

9. 考えられるリスクについて

利用者様らしい生活を送っていただく中で、避けられない事故が発生する可能性があります。施設に入所しているからといって全て安心ということではありません。利用者様らしい生活の中で避けることが難しい「生活リスク」が存在することを、ご家族・施設で共有し、施設における事故を防止する努力を行います。

- ①転倒による事故の可能性
- ②無断外出による事故の可能性
- ③誤嚥による事故の可能性
- ④その他利用者様の身体・精神状態による事故の可能性

10. 契約の終了（契約書 13、14、15 条参照）

当事業所の契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下の様な事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。

- ①要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立と認定された場合
 - ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ③ 建物の損失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
 - ④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑤ご契約者から契約終了の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
 - ⑥事業所から契約終了の申し出をした場合（詳細は以下をご参照ください）
 - ⑦契約者が死亡した時
- (1) ご契約者からの契約終了の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条参照）契約の有効時間であっても、ご契約者から当事業所に契約終了申し出をすることができます。以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。
- ① 介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ④ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービス実施をしない場合
 - ③事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
 - ④事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ⑤他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所からの申し出により契約を終了する場合（契約解除）（契約書第 15 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当事業所との契約を終了します。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失（喧嘩、秩序を乱す行為、宗教等への執拗な勧誘）により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ ご契約者が介護老人施設に入所した場合
- ⑥ 利用者・家族から事業職員に対しての暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、パワーハラスメントなどのハラスメント行為があった場合

11. 非常災害対策

- (1) 非常災害に備え、防火管理規程に基づき、防災委員会を設置し防災計画に基づく訓練を定期的実施致します。訓練は、日中及び夜間体制の避難訓練・通報訓練・救護訓練・消火訓練・運搬訓練等を行います。
- (2) 消防署等による定期的な査察及び、訓練指導を受けます。
- (3) 建物にはスプリンクラー及び防火シャッター、屋内外消火栓を設置しております。
- (4) 非常食は 5 日分を備蓄しています。
- (5) 各施設等の定期的な保守点検の実施をします。（建物・火気・電気配線等・危険物・機械設備・消防用設備）
- (6) ショートステイを利用中に当施設が被災した場合には、田子のまち防災マニュアルに従い行動します。
 - ① 利用者の方の安全確保のための避難誘導を行います。
 - ② 災害時の送迎は原則として施設では行いません。その際の判断は災害対策本部長が行います。ご家族様のご協力をお願いいたします。

